

賛助会費(寄附金)に係る税法上の優遇措置について

平成25年4月1日付けで公益財団法人となった当協会は、「特定公益増進法人」に認定され、当協会への賛助会費(寄附金)は税法上の優遇措置を受けることができます。

法人の場合

□法人税

特定公益増進法人に寄附した法人は、確定申告によって法人税法上の損金算入限度額が一般の損金限度額とは別枠で認められます。

①一般の寄附金の損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 2.5 / 1,000 + \text{所得の金額} \times 2.5 / 100) \times 1/4$

②特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 3.75 / 1,000 + \text{所得の金額} \times 6.25 / 100) \times 1/2$

個人の場合

□所得税

確定申告によって「年間寄附金額(年間所得の40%が限度)−2,000円」が所得から控除されます。

□住民税

自治体が条例で指定した場合、個人住民税(翌年度)において寄附金税額控除を受けることができます。(福島県の県税条例は指定済です。)

「年間寄附金額−2,000円 × 控除率」が、住民税から控除されます。

控除率は、県税で4%、市町村民税で6%です。

※住民税の控除は所得税の確定申告を行うことにより適用が受けられます。

所得税の確定申告書を提出せず、住民税の控除のみを受けようとする場合は住民税の控除のための申告を市町村に行う必要があります。

(詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせ願います。)